

## 【記者会見概要】

### 新型コロナウイルス対応におけるクルーズ船等での DPAT 活動報告

#### <日時等>

日時 3月4日(水) 13時～14時

(厚生労働記者会・厚生日比谷クラブ)

場所 厚生労働省 9階

#### <説明者>

公益社団法人日本精神科病院協会

会長 やまざき 山崎 まなぶ 學

副会長 のぎ 野木 わたる 渡 (DPAT 事務局長)

#### <概要>

##### (1) 新型コロナウイルス対応におけるクルーズ船等での DPAT 活動報告

日本精神科病院協会では平成27年より厚生労働省より災害派遣精神医療チーム (Disaster Psychiatric Assistance Team、以下 DPAT と略す) 事務局業務受託しております。今般の新型コロナウイルス対応について、令和2年2月1日厚生労働省医政局地域療計画課より DPAT 所属医療機関に対し、DPAT 派遣要請があり、DPAT 事務局にて派遣調整を行った。DPAT 活動についてその概要を報告する。

##### (2) 新型コロナウイルス対応における DPAT 活動への補償について

厚生労働省に対し、令和2年2月14日付け日精協発第19145号にて「新型コロナウイルス対応における DPAT 活動の補償について」要望したところではありますが、令和2年2月26日に派遣した濃厚接触者ではない DPAT 隊員から PCR 検査陽性が判明したことを受け、改めて補償について厚生労働省に令和2年3月3日付け日精協発第19152号「新型コロナウイルス対応における DPAT 活動の補償について (その2)」の要望書を提出した。

# 新型コロナウイルス対応におけるクルーズ船等での DPAT 活動報告

令和2年3月4日

公益社団法人日本精神科病院協会  
DPAT 事務局（厚生労働省委託事業）

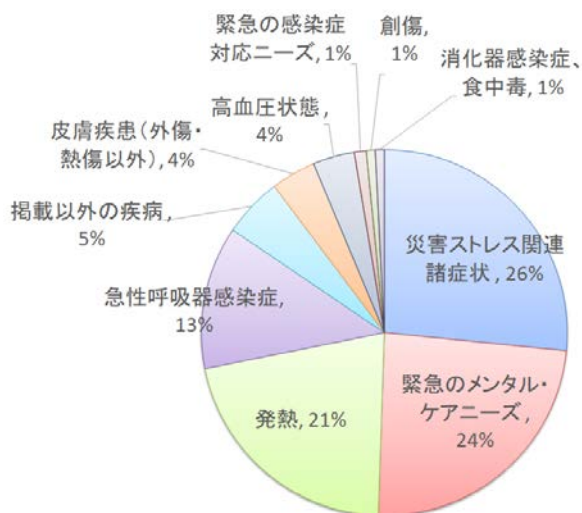
## 1. 派遣概要

令和2年2月1日、厚生労働省医政局地域医療計画課より DPAT 派遣医療機関に対し、DPAT 派遣要請あり。DPAT 事務局にて派遣調整を行った結果は以下の通りである。

| 活動場所      | 活動期間      | 延隊数  | 延人数  |
|-----------|-----------|------|------|
| クルーズ船（内外） | 2月6日～21日  | 81隊  | 198人 |
| 税関研修所     | 2月2日～15日  | 19隊  | 60人  |
| ホテル三日月    | 2月2日～13日  | 12隊  | 36人  |
| 国立保健医療科学院 | 2月2日～14日  | 17隊  | 59人  |
| 税務大学校     | 2月3日～3月3日 | 76隊  | 253人 |
| 計         | 2月2日～3月3日 | 205隊 | 606人 |

## 2. 医療救護班の活動実績（J-SPEED 集計結果：2020年3月3日時点）

DMAT、DPAT、日赤における2月1日～3月3日までの診療・相談対応の症候 TOP10 は以下の通りである。全体として不眠や不安が多く、中には死にたくなるという事例も見られた。



|    | 症候            | 該当数 |
|----|---------------|-----|
| 1  | 災害ストレス関連諸症状   | 101 |
| 2  | 緊急のメンタル・ケアニーズ | 91  |
| 3  | 発熱            | 81  |
| 4  | 急性呼吸器感染症      | 48  |
| 5  | 掲載以外の疾病       | 20  |
| 6  | 皮膚疾患（外傷・熱傷以外） | 15  |
| 7  | 高血圧状態         | 14  |
| 8  | 緊急の感染症対応ニーズ   | 4   |
| 9  | 創傷            | 3   |
| 10 | 消化器感染症、食中毒    | 3   |

## 3. DPAT 活動終了後の対応

3月3日の税務大学校での DPAT 活動を最後とし、以後、帰国者・乗船者の精神保健医療対応については、都道府県・政令市および精神保健福祉センターでの対応となった（2月18日付 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡「精神保健福祉センター等における新型コロナウイルスに関する心のケアについて」参照）。

日精協発第 19145 号

令和 2 年 2 月 14 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

公益社団法人日本精神科病院協会  
会 長 山 崎



新型コロナウイルス対応における DPAT 活動の補償について

令和 2 年 2 月 10 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長名にて発出されました事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応における宿泊施設等滞在者に対する対応について（依頼）」において、標記の補償については「派遣した医療者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合については、他の仕組みで負担を賄えない費用に関し国が必要な措置を行う」とされたところでありますが、これらに関して下記についての対応を要望致します。

記

1. DPAT 活動を終了した隊員に PCR 検査を実施されたいこと
2. 1. の PCR 検査の結果が出る間、および待機期間に対する隊員の給与・身分補償を行われたいこと
3. 上記期間の派遣医療機関に対する人件費等の費用支弁・補償および保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて、同期間、施設基準を満たさなかった場合の取扱いについて対応されたいこと

以上

令和 2 年 3 月 3 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

公益社団法人日本精神科病院協会  
会 長 山 崎



### 新型コロナウイルス対応における DPAT 活動の補償について (その 2)

令和 2 年 2 月 14 日付け日精協発第 19145 号にて「新型コロナウイルス対応における DPAT 活動の補償について」要望したところでありますが、令和 2 年 2 月 26 日に派遣した濃厚接触者ではない DPAT 隊員から PCR 検査陽性が判明したことを受け、改めて次のことについて要望致します。

今回の DPAT 派遣について適切な補償がなされない場合には、都道府県等で整備している DPAT チームが所属する医療機関等より今後の活動について協力が得られない可能性があり、災害派遣について支障が出るのが想定されます。また、派遣した DPAT 隊員を媒介として派遣元医療機関等にて新型コロナウイルスが蔓延した場合、病院経営に致命的な影響を及ぼすことは明白です。

上記に鑑み、下記項目の補償等について対応を強く要望致します。

#### 記

1. DPAT 活動終了後、14 日間を目安とした待機期間に関して補償を行われたいこと
2. 1. の待機期間について適切な時期に PCR 検査を実施されたいこと
3. 活動内容によって、検査実施および補償に差異が出ることをないよう対応されたいこと
4. 上記が補償されず、派遣した DPAT 隊員を媒介として派遣元医療機関等に新型コロナウイルスが蔓延した場合に発生する全ての被害において、補償を行われたいこと

以上